

**[検討事項] ■議会活動の原則**  
**□議会の責務**

**1. 考え方について**

議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関として、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営を行うものとする。

**2. これまで検討を行った関連する検討項目**

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 重要政策等に関する議会の意見聴取、説明 | <input type="checkbox"/> 全員協議会・委員協議会のあり方                              |
| <input type="checkbox"/> 予算・決算に関する審議・資料の作成   | <input type="checkbox"/> 審議・調査等に必要資料の提供                               |
| <input type="checkbox"/> 政策執行に関する監視、評価       | <input type="checkbox"/> 政策提案の説明要求                                    |
| <input type="checkbox"/> 附帯決議の尊重             | <input type="checkbox"/> 採択請願・陳情への対応 <input type="checkbox"/> 議決事件の拡大 |

**3. 参考条文、参考事例等**

**○流山市 第3条（議会の運営原則）**

議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視すること。

**○富士市 第3条（議会の活動原則）**

議会は、合議制の機関として、常に公平性、公正性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき、活動しなければなりません。

- (1) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。

**○多治見市 第2条（議会の責務）**

議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関としての役割を認識し、立法などの市の重要な政策決定を行うとともに、市長などの執行機関（以下「市長など」といいます。）の事務の執行の監視と評価を行わなければなりません。

**○防府市 第2条（議会の活動原則）**

議会は、市政における意思決定機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視した議会運営に努めるとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の市政運営状況を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。

- 2 議会は、提出された議案の審議又は審査を行うほか、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるため、調査活動や政策立案及び政策提言を積極的に行わなければなりません。